

伊方訴訟ニュース

1978年4月15日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

4月25日

国内、外の注目の中で裁かれる松山地裁

会員および読者の皆さん。

原告団、弁護団、支援者が、文字通り一体となって斗ってきました4年有余の裁判の幕切れも目前に迫ってきています。

先日の弁護団総会では、「どのような角度から見ても原告・住民側が負けるような筋途は見出せない。もし国が勝つようなことがあれば、それは裁判所の屈服を示す以外の何者でもない」ということが再確認されました。

これは、けっして強がりでも何でもなく、取材に当たる記者諸君で彼我の裁判記録をよく勉強している人たちの感想とも一致しています。それだけではなく、被告国側の代理人も、「門前払いをせずに裁判にのめり込んだのは失敗だった」と、取材陣にあげすけに話しているとのことで、住民側の追及に対し防衛し切れなかったことの自白にほかなりません。

危険な原発に、“安全”のハンコを押し、いやがる住民に押しつけてきた人たちの敗北は、これまでの法廷で、すでに明らかになっています。そのことをありのままに認めるか、破廉恥な論理を弄してごまかすか、松山地裁の三人の裁判官の態度表明に、国内、外から多くの視線が注がれています。時あたかも、

不況打開の主役への期待から、原発推進の大合唱が高まり、各地で、強引な札束・権力作戦の激化となってあらわれてきています。

すでに判決文の印刷も終わっているもよう、かつてなかった重大な裁判の終結を迎える松山地裁は、異様な緊張に包まれていると伝えられています。

4月25日は、あいにく、春闘ストの予定日となっていますが、出稼ぎと病気以外の全原告、それに、愛媛県はじめ全国各地から、多くの支援者も松山にこられることでしょう。裁判官を裁き、長い闘いで得られた教訓を学びとるために。(Q)

判 決 公 判

4月25日(火)午前10時より

松山地裁大法廷

伊方原発行政訴訟裁判勝利総決起集会

4月24日 午後5時30分より

松山市堀之内公園

伊方原発反対八西連絡協議会・
原水爆禁止日本国民会議愛媛
協議会 共催

伊方2号炉異議申立棄却決定書

伊方1号炉が行政訴訟で係争中にもかかわらず、昨年3月末に2号炉の設置が許可された。それに対し、現地住民を代表した54名が、昨年5月に異議申立を行い、昨年8月および9月の2回にわたって、松山で口頭による申立を行ってきた。この間、とくに、敷地の沖合すぐを東西に走る“トイ”(海溝)の存在が住民によって確認され、それが中央構造線の存在を示すものであるとして、国によるボーリング調査の要求が申立団からくり返し行われてきた。そしてその調査結果後、改めて補充申立書を提出する旨の書面を提出したところ、科学技術庁は、それを補充申立書と認め、一方的に異議聴取を打ち切るという暴挙に出、さる3月10日に、下記の「決定書」を、各申立人に送付してきた。その内容は、1号炉の行政訴訟における“門前払い”の主張をそっくり引きうつしにしたものであり、異議申立の“適格性”を否定したり、証拠なしの安全主張に終始するなど、高圧的な調子で貫かれている。以下にその全文を掲げる。

53安第10号

昭和53年3月10日

殿
科学技術庁

原子力安全局長

牧村信之

四国電力株式会社伊方発

電所の原子炉設置変更(

2号炉増設)許可に対す

る異議申立について

昭和52年5月28日付けをもって標記の者からなされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項の規定に基づく許可処分についての異議申立に対し、下記のとおり決定する。

53安第10号

昭和53年3月10日

内閣総理大臣

福田 赴 夫 印

(決定の正文) 本件異議申立では、これを棄却する。

(決定の理由) 本件異議申立には、以下に述べるとおり理由がない。

1. 異議申立の理由【(異議申立人)について】

(1) 異議申立人らは、伊方発電所の事故時又は平常時における放射性物質の放出等により生活と健康に何らかの影響を受けるおそれがあるから、申立人らは、異議申立の適格性を有すると主張しているが、異議申立人らの

昭和52年5月28日付けをもってなされた標記異議申立については、昭和53年3月10日付け53安第10号により内閣総理大臣の決定がなされたので、行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、決定書の謄本を送付する。

決 定 書

異議申立人名(別記)

上記主張は、結局のところ、単に異議申立人らの原子力発電所一般に対する漠然たる不安又はその抽象的危険性を述べたにすぎないものと解されるのであって、伊方発電所2号炉（以下「伊方2号炉」という。）の増設に係る本件許可処分により異議申立人らの権利又は利益が具体的に侵害されるとはいえない。他方、本件許可処分を行うに際しては、十分慎重な安全審査の結果、本件伊方2号炉が事故時又は平常時のいずれにおいても周辺公衆の安全に支障を及ぼすものでないことが確認されているのである。

したがって、異議申立人らが本件許可処分に対し異議を申し立てる適格を有することについては疑義があるものといわざるを得ない。

(2) しかしながら、行政不服審査制度の趣旨にかんがみ、以下において異議申立ての内容について判断し、異議申立人らの主張が何ら理由がないことを示すこととする。

2 異議申立ての理由Ⅱ（総論）について

(1) 本件異議申立ては、伊方2号炉に係る許可処分に対するものであるところ、上記許可処分と伊方発電所1号炉（以下「伊方1号炉」という。）に係る許可処分とは別個の処分であって、異議申立人らの伊方1号炉に関する主張は、不相当である。

なお、異議申立人らの上記伊方1号炉に関する主張については、別途、既に同炉設置許可処分に対する異議申立てに関する決定書において述べたとおりであり、異議申立人らの主張は何ら理由のないものである。

(2) また、異議申立人らは、伊方1号炉に係る許可処分の取消しを求める行政事件訴訟が係属中であるにもかかわらず、本件許可処

分を行ったことは不当であると主張しているが、伊方2号炉に係る本件許可処分は、申請の内容を十分に審査した結果、それが許可基準に適合していると認められたので処分を行ったものであって、行政手続上何ら問題はなく、この点についても異議申立人らの主張は理由がない。

3 異議申立ての理由Ⅲ（不当、違法な本件許可処分）1（原子力三原則の無視）について

(1) 原子炉の設置許可処分を行うに際しては、原子力基本法にいういわゆる原子力三原則の趣旨を尊重することはもとより、更に原子力に関し一層国民の理解と協力を得る上からも、別途、行政上、審査に係る資料の公開を行うことにしているものである。

本件伊方2号炉に係る資料についても、その審査に用いられた「申請書」及び「申請書添付書類」については昭和50年6月から、上記文書を補正した「補正書」及び上記各文書に関連する「参考文書」については昭和52年4月から、いずれも科学技術庁公開資料室において公開するほか、国立国会図書館、愛媛県庁及び愛媛県立図書館に送付し、公開に供されるよう配慮しているところであり、また、安全審査報告書については原子力委員会が内閣総理大臣に答申した昭和52年3月に公表するとともに、原子力委員会月報22巻3号（昭和52年4月発行）にも掲載されているところである。

(2) 公聴会についても、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律上はこれを開催することとはなっていないが、原子力委員会は、設置される原子炉が大型炉であ

る場合、新型炉である場合、同一地点への多数炉集中立地の場合又は地元都道府県知事の要請があった場合のいずれかに該当する場合には、その主宰により公聴会を開催することとしている。しかしながら、本件伊方2号炉については、同炉が伊方1号炉と同型同出力の通常の加圧水型炉であり、また、愛媛県知事の要請もなく、上記のいずれの場合にも該当しなかったため、原子力委員会は特に公聴会の開催が必要であるとは認めなかったものである。

(3) なお、伊方2号炉設置に関しては、昭和50年3月、同炉を電源開発基本計画に組み入れるに際し、愛媛県知事の同意が経済企画庁あてなされているところである。

4 異議申立ての理由Ⅲ2(その名に値しない安全審査)中各号列記以外の部分について
異議申立人らの伊方1号炉に関する主張については、既に「2 異議申立ての理由Ⅱ(総論)について」において述べたとおりである。

5 異議申立ての理由Ⅲ2(1)(劣悪地盤の正当化)について

(1) 伊方2号炉設置予定場所の地盤については、安全審査において、ボーリング調査、試掘横坑による地下地質調査、弾性波探査、試掘横坑内のジャッキ試験及びボーリング・コアを用いた室内岩石試験等の各結果についていずれも詳細な検討を行うとともに、審査の過程において、現地を臨み、伊方2号炉設置予定場所において一部開削された試掘トレンチ、伊方1号炉工事のために切り取られた原子炉設置予定場所付近の法面及び岩盤露頭

を調査した。

これらを総合的に検討した結果、伊方2号炉設置予定場所には新鮮かつ堅硬な緑色片岩が広く分布しており、基礎岩盤は十分な地耐力を有し、原子炉を設置する上で十分安全な地盤であると判断したものである。

(2) なお、異議申立人らがいう伊方1号炉安全審査に関する「参考資料」にある指摘とは、伊方1号炉の安全審査に際し、申請者たる四国電力株式会社が提出した「伊方原子力地点試掘坑内地質調査報告書」に、「2号炉は現計画位置に置くことが地質工学的に絶対に不適というのではないが、海側に炉心を移した方がより良好な岩盤上に基礎を置くことができる。」との記述があることを指すとおもわれるが、本件安全審査においては、上記報告書の記述内容も踏まえて(1)に述べた総合的検討を行った結果、伊方2号炉炉心部の岩質は広範囲にわたり良好なものであることを確認しているところであり、異議申立人らの主張するように上記報告書を無視して結論を下したという事実はない。

(3) 異議申立ての理由Ⅲ2(1)(劣悪地盤の正当化)に関連して、行政不服審査法第48条において準用する同法第25条第1項ただし書の規定に基づき、昭和52年9月28日、口頭で、

1) 敷地付近には、小さな鉱脈が多いが、少し掘れば途絶えてしまう。これは断層で切れているからである。

2) 平礫の先にある、結晶片岩と洪積層に対比される地層との境界は断層面であり、これは中央構造線と考えるべきである。また、境界の傾斜角が45度もある。

3) 佐田岬半島北岸沿いのいわゆる「とい

と呼ばれる溝は、断層によって生じたものと考えるべきである。

という意見が述べられた。

なお、3)については、昭和53年2月13日付けの異議申立書の補充書においても同趣旨のことが述べられた。

しかしながら、1)については、伊方2号炉の敷地地盤及びその周辺地域の地質は、前記(1)で述べたように、安全審査において総合的検討を行っており、その結果敷地及びその周辺には原子炉の安全性に支障を及ぼすような断層は存在しないことを確認しているところである。

2)については、異議申立人らの意見は、「佐田岬半島北岸海域の地質構造—音波探査による海底地質の考察」(電力中央研究所報告：375006、昭和50年9月、緒方正彦)の末尾図一5の記録断面図を根拠としているようであるが、上記報告書は本件伊方2号炉の「申請書添付書類」の「参考文献」となっており、安全審査においてはその内容も踏まえて総合的に検討した結果、伊方2号炉の敷地前面海域付近の海底下における結晶片岩(S層)と洪積層に対比される地層(D層)との境界は、断層の存在を示す音波の乱れがないこと及び結晶片岩(S層)の傾斜角は約10度前後である(45度というのは断面図の縦軸と横軸の尺度の違いを無視したことによる誤解である。)こと等から、結晶片岩(S層)の上に洪積層に対比される地質(D層)が堆積したことにより生じたものであり、伊方2号炉の安全性にとっては問題となるものではないと判断したものである。

3)については、異議申立人らのいういわゆる「とい」とは、「申請書添付書類」及び

前記「参考文献」に記載のある佐田岬半島北岸沿いの海底に見られる凹地地形のことを指すと思われる。

前記「参考文献」は、音波探査の結果から、上記凹地地形は保内町先から瀬戸町先に至る延長約2.2キロメートル、幅500メートルから1000メートル程度、深さ数メートルから十数メートルのもので、侵食地形であるとしているが、安全審査においては、その内容も踏まえて総合的に検討した結果、上記凹地地形は、沖積層中の地形であり、断層等によって形成されたものではないので、伊方2号炉の安全性にとっては問題となるものではないと判断したものである。

6 異議申立ての理由Ⅲ2(2)(平常時被爆評価のごまかし)について

(1) 安全審査においては、申請に係る原子炉の平常運転時における周辺公衆の被爆線量が、現行法令に定める周辺監視区域外の許容被爆線量年間0.5レムを下まわるよう管理し得る施設となっていることはもちろんのこと、いわゆるas low as practicableの考え方に基づき、原子力委員会が定めた「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について」(以下「線量目標値指針」という。)に適合するものであることについても確認することとしている。

本件伊方2号炉の安全審査に際しては、同じく原子力委員会が定めた「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(以下「評価指針」という。)に従って、伊方1号炉及び伊方2号炉から平常運転時に放出される放射性物質による周辺公衆の被爆線量を求めた結果、それぞれ年間約0.7ミリ

レム（全身）、年間約10ミリレム（甲状腺）と評価され、いずれも上記許容被曝線量はもちろんのこと、線量目標値指針に定める線量をも十分下まわるものであることを確認しているところである。

(2) 異議申立人らがいう米国の「措置」とは、米国環境保護庁が、昭和52年1月、一般公衆が軽水型原子炉に係るウラン燃料サイクルの全般から受ける総被曝線量を、全身に対して年間25ミリレム以下、甲状腺に対して年間75ミリレム以下に制限すべきこと等を定めた連邦規則を公布したことを指すとおもわれる。

米国環境保護庁のこの措置は、軽水型原子炉に係るウラン燃料サイクルにおいては過大な費用を要することなく被曝の低減が達成できるとの判断から、被曝線量は実用可能な限り低く抑えるべきであるといういわゆる **as low as practicable** の考え方によってなされたものであって、被曝線量が上記規則に定められている数値を超えると人体に危険を与えるという観点からなされたものではない。また、上記連邦規則に定められている数値は、ICRP（国際放射線防護委員会）の一般公衆に対する線量限度の勧告値に準拠して定められた米国連邦放射線防護基準の規制値を下まわっているが、現在のところ、米国連邦政府は上記基準を改訂しておらず、ICRPにおいても上記勧告値を引き下げる動きはないのである。

すなわち、米国環境保護庁の上記措置は、我が国の原子力委員会が定めた前記線量目標値指針と基本的に同じ考え方に立つものである。

(3) 本件伊方2号炉の安全審査においては、

放射性より素による甲状腺被曝線量の評価に際し、評価指針に従って、海藻類を摂取する場合としない場合とに分けて甲状腺被曝線量を計算しているものであって、その結果、海藻類を摂取しないと仮定した場合の甲状腺被曝線量の方が海藻類を摂取すると仮定した場合のそれよりも大きくなるので、前者の値を評価値としたものであり、異議申立人らの主張するように海藻類の摂取を無視して評価したという事実はない。

(4) 異議申立ての理由Ⅲ2(2)（平常時被曝評価のごまかし）に関連して、行政不服審査法第48条において準用する同法第25条第1項ただし書の規定に基づき、昭和52年8月24日及び9月28日、口頭で、

- 1) 周辺監視区域の設定が不当である。
- 2) 気象解析に用いた風洞実験は現実を模擬するものではなく、現地拡散実験を行うべきである。
- 3) 施設周辺に設置される放射線監視設備では測定できない核種がある。
- 4) 海産物摂取によるより素の甲状腺被曝線量評価で用いた海産物摂取量は、現地の現実の摂取量に即したものではない。
- 5) 伊方1号炉の安全審査に際して行ったみかん摂取によるより素の甲状腺被曝線量評価を敷えんして、葉菜摂取によるより素の甲状腺被曝線量を評価すると、安全審査報告書に示された値を大きく超えるものとなる。（という意見が述べられた。

しかしながら、1)については、伊方発電所の周辺監視区域は、伊方1、2号炉の放射線管理、原子炉施設の保安の立場から、実地上人の立入制限ができる場所を選んで設定されたものであり、伊方2号炉の安全審査に

際しては、前記(1)で述べたように、伊方1号炉による被曝の重畳も含めて周辺監視区域外の公衆の被曝線量を評価した結果、前記許容被曝線量を十分下まわることはもちろんのこと、線量目標値指針にも適合していることを確認しているのであって、周辺監視区域の設定に不当な点はないのである。

2) については、伊方2号炉の平常運転時における気体廃棄物による被曝評価にあたっては、現地における一年間の風向、風速及び大気安定度の気象観測結果に基づいて気体廃棄物の大気中の濃度計算を行っており、その際に風洞実験によって現地の地形が複雑なことによる気体廃棄物の拡散希釈への影響を把握し、補正し、ているのであって、風洞実験の結果をそのまま被曝評価に用いているものではない。

この風洞実験の手法はほぼ確立したものであり、種々の条件を設定して繰り返し実験を行うことができるという点において、現地拡散実験よりも有効な実験手段である。

3) については、伊方発電所においては、大気中又は海洋中に放出される放射性物質の放出源における厳重な測定監視と空気中の放射線(主としてガンマ線)の周辺環境におけるモニタリングによる測定監視とが並行的に実施されるので、放射線の監視には問題がないのである。なお、気体廃棄物中の放射性物質はガンマ線を放出するものが大部分であるので、これらのガンマ線を測定監視すれば放射性物質の環境レベルを監視できるのである。

4) については、伊方2号炉の平常運転時における液体廃棄物の被曝評価にあたって用いた海産物摂取量は、茨城県の漁業従事

者を対象として調査された海産物摂取量等を斟酌して定められた前記評価指針の値を用いたものであって、伊方発電所周辺の住民の海産物摂取量が上記値よりもはるかに多いということは常識上考えられないのであり、また、評価にあたっては、放水口の放射性物質濃度と同じ濃度の海域で漁獲された海産物のみを毎日連続して摂取すると仮定していることを考慮すると、上記海産物摂取量による被曝評価は安全側に十分厳しいものであって、問題ないのである。

5) については、異議申立人らの意見は、葉菜摂取を対象としてより素による被曝評価を行う際には当然考慮すべき葉菜の摂取量、収穫期間、葉菜におけるより素の沈着割合、葉菜の除染係数(洗浄することによってどの程度より素が除染されるかを表わす係数)等みかんと葉菜との差異を無視したものであって、理由のあるものではない。

伊方2号炉から放出される放射性より素による甲状腺被曝線量は、前記評価指針に従って評価したところ、最大となる小児の場合で、その値は年間約6ミリレム、伊方1号炉から放出される放射性より素を合算して評価してみても年間約10ミリレムにすぎないのである。

7 異議申立ての理由Ⅲ2(3)(使用済燃料の再処理の無方針“トイレットなしのマンション”の固定化)について

(1) 我が国は、エネルギー資源の長期安定確保のため、使用済燃料の再処理を含む核燃料サイクルの確立を原子力開発利用政策上の重要事項の一つとして、その実現に鋭意努めているところであり、伊方2号炉にあっても、

使用済燃料は再処理することとしているのである。

伊方2号炉の使用済燃料ピットの貯蔵容量については、上記施策も十分踏まえつつ、なお、使用済燃料の再処理の実施に関する内外の情勢を配慮し、万一、不測の事態が生じた場合にも原子力発電所の運転を無為に停止することなく弾力的に対処し得るように十分余裕をもたせておく必要があるとの観点から、3分の1炉心分とすることは支障ないものであると判断したものである。

(2) この使用済燃料ピットの構造及び設備については、未臨界性、耐震性及び崩壊熱の除去等の観点から十分な安全審査を行っており、容量一杯使用済燃料を収容した場合においても使用済燃料ピットの安全性が確保されることを確認しているところである。

8 異議申立ての理由Ⅲ 2(4) (さらに不当さを増した災害評価) について

(1) 安全審査における災害評価は、原子力委員会が定めた「原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて」(以下「立地審査指針」という。)に基づき、重大事故及び仮想事故を総定し、原子炉施設の立地条件の適合性を判断するために行うものである。

(2) 本件伊方2号炉の安全審査に際しては、重大事故及び仮想事故として一次冷却材喪失事故及び蒸気発生器伝熱管破損事故(なお、これは伊方1号炉安全審査における蒸気発生器細管破断事故と同じものである。)を想定した。

上記事故を想定するにあたっては、原子炉施設の立地条件の適合性を判断する上か

ら、炉心燃料から放出される放射性物質の割合等を十分厳しく仮定する等、放射性物質の大気中への放出量を大きめに見積り、周辺公衆の被曝線量を評価したところ、伊方2号炉は上記立地審査指針に十分適合していることを確認しているものである。

(3) なお、上記蒸気発生器伝熱管破損事故の評価にあたって、原子炉一次冷却材中の放射性物質濃度を、伊方1号炉の安全審査に際して燃料損傷率5パーセント相当の場合を想定したのに対し、本件伊方2号炉の安全審査に際しては1パーセント相当の場合を想定したが、これは最近における燃料損傷率の実績が低下していることを考慮し、最大値として損傷率1パーセントと仮定すれば十分であると判断されたためである。

(4) 異議申立ての理由Ⅲ 2(4) (さらに不当さを増した災害評価) に関連し、行政不服審査法第48条において準用する同法第25条第1項ただし書の規定に基づき、昭和52年9月28日、口頭で、原子炉施設に航空機が墜落すると危険であるという意見が述べられたが、伊方2号炉の安全審査に際しては、その敷地周辺に飛行場はもちろんのこと定期航空路も存在しないことを確認しており、また、運輸省航空局においても、別途、原子炉施設付近の上空の飛行はできる限り避けるように指導しているので、伊方2号炉上空を航空機が飛行することは極めてまれであり、航空機の墜落により伊方2号炉に影響が及ぶことは考えられないのである。

9 異議申立ての理由Ⅲ 3 (温排水の影響の無視) について

(1) 温排水による熱的影響は、原子炉施設

特有の問題ではないので、法律上本件許可処分に際しての審査事項とはなっていない。本件伊方2号炉から放出される温排水による熱的影響については、別途、水質汚濁防止法にいう水質の汚濁として、電気事業法上の許可等に際して審査されることとなっているのである。

(2) 原子力発電所においては、温排水は液体廃棄物の希釈排水として利用されるので、放水口においては微量の放射性物質が混入していることがあるが、本件伊方2号炉の安全審査においては、放射性物質の放出による影響について十分な評価を行い、安全上問題はないことを確認しているところである。

愛媛県「伊方原発環境放射線調査結果」 に対する住民の追及と県の対応

県に対する公開質問事項

今般、愛媛県が発表された『昭和52年伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果(4月～12月)、(中間報告)』について、左記の諸点を質問致しますのでご返答下さい。

1. 「中間報告」の「I 調査結果の概要」1頁には

「昭和52年度の試運転中(4月～9月)及び営業運転開始後(10月～12月)の発電所周辺における環境放射線等の調査結果は、初臨界前の調査結果(昭和50年4月～昭和51年12月)と比べ変化はみられなかった」とありますが、1.(1)アの項に記載されています空間ガンマ線量の連続測定の結果によりますと、試運転中にモニタリングステーションで8.3マイクロレントゲン/時に達する最高値が観測され、臨界前の相当する値5.6マイクロレントゲン/時に比べて、あきらかに変化がみられます。

このような結果が得られているにもかかわらず、どうして「変化はみられなかった」と結論されたのでしょうか。

2. 前記の最高値8.3マイクロレントゲン/時

は、「中間報告」の「II 参考資料一(愛媛県調査分)」の「1. 空間ガンマ線量率(連続測定)」の第八項に記載されています表からみて、8月第2週のデータであろうと推測されます。それと類似の異常値が、6月第2及び第3週にも観測されています。

こうした結果をどのように評価されたのか明らかにして下さい。

3. 空間ガンマ線量率をモニタリングステーションで連続測定された際の記録紙を拝見したいのですが、どのような手続きをとればいいのか、ご教示下さい。

4. 「中間報告」の「II 参考資料一(愛媛県調査分)」の九頁に記載されていますシンチレーションサーベイメーターによる空間線量率の測定結果によりますと、「九町小学校グラウンド」及び「豊之浦小学校グラウンド」における測定値が、伊方町の他の4地点の値の2倍近い値となっています。

この異常値をどのように評価されたのか明らかにして下さい。

5. この公開質問は、地元住民はもとより県民多数が多大の関心をもっている問題ですから至急ご検討の上、来る3月22日までに文

書にてご回答して下さい。

昭和53年3月14日

伊方原発建設反対八西連絡協議会

会長 川口 寛之

愛媛県知事

白石 春樹 殿

回 答 書

昭和53年3月15日付けのご質問について、次のとおりお答えします。

さきに、公表した放射線等の調査結果は、伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会が、県の調査計画にもとづく測定資料により、慎重に検討、評価した結果である。

1. 質問1については、空間ガンマ線量率の連続測定結果にもとづき検討、評価した結果、「初臨界前に比べ変化は認められない。」との結論に達したものである。

ご指摘の数値は、降雨時のもので、降雨によるものと判断され、雨がやんだ後の数値は、平常値にもどっており、このような現象は、初臨界前においてもおきている。

2. 質問2についても同じ結論である。

3. 質問3については、環境放射線等の測定を行い、その結果を検討、評価するための基礎資料であり、供覧する考えはない。

4. 質問4については、両小学校の運動場は、中予地区の花崗岩の真砂土を客土したと聞いており、初臨界前から測定値が、伊方町の他の4地点と異っているので、特別の変化は認められないと評価されたものである。

昭和53年3月17日

伊方原発建設反対八西連絡協議会長

川口 寛之 殿

愛媛県公害課長

伊方原発周辺における環境放射等の調査結果について重ねての公開質問

さきの公開質問に対し3月16日付公害課長名で回答書受取りました。回答内容は地元住民のとうてい納得できるものでないばかりか、かえって疑惑を深める結果となりました。つきましては一同相談のうえ、重ねて質問いたしますので4月7日までに充分御検討のうえ御回答下さい。

質問事項

1. さきの公開質問に対しどのような機関で、何時、誰が検討したのか経過を明らかにして下さい。

2. さきの質問(1)について私たちが指てきし

た6月と8月の異常な数値について降雨によるものと判断されていますが、この調査期間中、他にも多く、降雨日があった筈であるがこのような高い数値がみられないのは何故か。

3. さきの質問(4)に対し非常に抽しょう的な回答になっているが、当時調査したと思われる分析データを詳しく示して下さい。

4. さきの質問(3)については基礎資料であるから、供らん出来ないということであるが、二項で質問のとおり地元住民は調査結果全体に不信を持っておりますので調査資料の公開を重ねて要求します。若し公開出来ないとい

うことであればその法律的根拠をお示し下さい。

昭和53年3月30日

伊方原発反対八西連絡協議会

会長 川口 寛之

愛媛県知事 白石 春樹 殿

判決を前に交換燃料棒の搬入を計画 住民・労組一体の阻止・抗議態勢

伊方1号炉は、さる3月28日から、営業運転開始半年目の定期検査に入っているが、燃料交換のための新燃料集合体約40体が、4月21日に搬入されることが判明した。昨年9月5日に行われた予備燃料3体の搬入の際には、東海村から太平洋岸沿いに、直接海上輸送する方式が採用された。ところが今回は、初回と同様に、徳山まで陸上輸送し、瀬戸内海を渡るコースをとることが、山口県への許可申請で判明した。なぜ、一たん採用した海上輸送を、再び切り変えたのか、その理由は不明だが、山口県に対しては、今回限りだから許可してほしいと申出ていると伝えら

れている。

予定されていた燃料搬入であるとはいえ、判決日の直前をねらったやり口は、判決後に緊迫するであろう現地の情勢を考慮に入れていることと推察される。この挑発的な行動に対し、現地では、春闘のさ中の松山地区の労組の支援を得つつ、搬入阻止・抗議の行動で迎えるべく、準備が進められている。また、再び燃料積み出し径路となった山口県でも、激化している豊北町原発反対闘争と結合して、労組を中心に、抗議行動が計画されている。さらに、東海村や大阪でも、呼応した行動の準備が進められている。

電産労働者の処分に抗議を

現在、山口県豊北町（下関の北約40Km）では、漁民と地権者を中心、労組なども参加して、中国電力の原発計画に対し激しい反対運動が続けられている。この闘いの中で、電気産業労働組合山口県支部に属する中国電力の8名の労働者に対し、中国電力は処分するため「懲戒委員会」にかけるという攻撃を加えてきた。これらの労働者は、「原発だより」という組合発行のチラシをまき、原発の危険性や、エネルギー危機のいづわりを、豊北町民に訴えてきたのである。この処分攻撃のウラには、原発計画が行き悩んでいるために、いらいらしている山口県からの圧力が作

用していると伝えられている。処分の名目は、会社に不利益を与えた、ということだという。

電力労働者の中の少数派である電産労働者は、とくに山口県では、ユニークな反原発運動を続けており注目されている。電産労組からの訴えに答えて、下記あて、抗議文を送られんことを！（追記：4月12日付で処分強行） 抗議文送付先

広島市小町6番37号

中国電力社長 山根 寛 作

「中国電力の社員も原発に反対しています」
豊北町のみなさんこんにちは。

永い冬も終わり、つくしやわらびがあちこちから頭をもたげ、わかめ、さざえ、あわびをはじめ、いか漁も活気づいて来ました。

豊かな漁場と美しい自然に恵まれた皆様方の愛する郷土豊北町に、中国電力は西日本最大級の原子力発電所を作ろうとしています。そして私達中電の社員に「原発建設に一人残らず協力するように」指示しています。

しかし、私達中国電力で働く労働者(社員)は、原発を作ることに断乎反対しています。その理由は、①常に放射能がばらまかれる。②大事故が起らないという保障がない。③漁場が完全に破壊される。④核の軍事利用に道を開く。⑤電気料金が高くなる。⑥大企業に奉仕をし、地域住民や労働者を苦しめるものである。⑦エネルギー危機は作り話である。電力不足はウソである。等です。(「原発だより」より)

「反原発新聞」正式に発足

3月はじめに発行された「反原発新聞」第0号に対して、各地の運動体から強い関心と支持が寄せられてきた。さる4月8日～9日に、全国各地の反原発運動の代表者約30名が大阪に集り、「反原発新聞」の発行について話し合った結果、つぎの要領で正式に発足することで合意した。

発行主体：反原発運動全国連絡会

代表者 阿部宗悦(女川)

新聞の名称：反原発新聞

発行：月刊、タブロイド版4頁

紙代：1部200円、年間2,000円

第1号発行予定：5月15日

なお、東京で事務所を開設した後、各地、各方面に購読をよびかけるとのこと。はじめ

での連絡組織と機関紙の誕生で、こんどの反原発運動の発展が期待されている。(Q)

「反原発事典」 反原発事典編集委員会編
現代書館 ¥1,500

最低の設備利用率

最高の労働者被曝

通産省の発表によると、わが国の原子力発電所の、昭和52年度の平均設備利用率は、41.8%と、史上最低の値を記録した。一方、科学技術庁が発表した、昭和51年度の労働者被曝データによると、総数19,796人の労働者の受けた総被曝線量は、6,241人・レム、一人あたり平均で0.32レムと史上最高値を記録した。注目すべきことは、下請労働者の被曝が増大を続けており、一人あたり平均値でも、はじめて正式社員を上回った。

会計報告('78. 3/13~ 4/11)

収入	
会費	10,800.00
ニュース購読料	40,785.00
カンパ	2,200.00
準備書面上金	1,500.00
計	55,285.00
支出	
ニュース代金	33,000.00
郵送料	9,250.00
為替手数料	3,325.00
会場費	13,100.00
コピー代	14,550.00
資料費	6,160.00
37回公判航空券	18,564.00
計	265,025.00
差引	287,825.00
	(借入金返済に充当)
借入金現在高	79,248.70